入札説明書

令和８年度京都府公立学校情報機器整備等賃貸借契約業務に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公　告　日　　令和８年６月 22 日

２　担　当　者　　京都府市町村教育情報化推進協議会　会長

３　担 当 部 署　　〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁　第３号館
京都府市町村教育情報化推進協議会
電話番号　075-414-5693
ﾌｧｸｼﾐﾘ番号　075-414-5837

４　入札に関する事項
(1) 業務の名称及び数量
令和８年度京都府公立学校情報機器整備等賃貸借契約業務
(2) 業務の仕様等
別添「令和８年度京都府公立学校情報機器整備等業務に係る仕様書（賃貸借契約）」（以下「仕様書」という。）のとおり
(3) 納入期限
令和９年３月 31 日までの間で、契約締結時に各市町（組合）教育委員会が指定する日
(4) 履行場所
各市町（組合）教育委員会が指定する場所

５　入札説明書及び仕様書の入手方法
原則として、一般競争入札参加資格審査申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）については、京都府教育委員会のホームページ内からダウンロードすること。

６　入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

７　入札に参加する者に必要な資格
入札には、単独の事業者、コンソーシアム形式の共同企業体のいずれも参加できるものとし、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
共同企業体で参加する場合は、次に掲げる条件を共同企業体の代表者が全て満たすこととする。
(1)　次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
ア　府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
イ　審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の４月１日をいう。以下同じ。）において、直前２営業年度以上の営業実績を有しない者
ウ　申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
エ　過去５年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者
オ　納品後当該物品に係る保守、点検、修理その他のサービスを必要に応じて速やかに提供することができない者
カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）
(ｱ)　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
(ｲ)　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ｳ)　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
(ｴ)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
(ｵ)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(ｶ)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
(ｷ)　暴力団及び(ｱ)から(ｶ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
キ　公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者（その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）
(2)　申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。
(3)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
(4)　この入札に示した業務を履行する能力があること。

８　資格審査の申請手続
資格審査を受けようとする者は、京都府市町村教育情報化推進協議会長に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。
なお、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
(1) 申請書の入手方法
原則として、(2)に示す申請書の提出期間までに、京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。
(2) 申請書の提出期間
令和８年６月 22 日（月）から
令和８年７月３日（金）までの間とする。
(3) 提出場所
３に同じ。
(4) 提出方法
ア　持参により提出する場合
提出期間中の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に提出すること。
イ　郵送により提出する場合
書留郵便で提出期限内に必着のこと。
(5) 添付資料
申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
ただし、京都府及び仕様書に記載している各市町（組合）教育委員会の物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格を有する者は「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからエ及びキの書類を省略することができる。
ア　法人にあっては商業登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者が制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治 29 年法律第 89 号）第 16 条第１項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（いずれも、申請日時点で、発行日から３箇月以内のものに限る。）
イ　府税納税証明書又は府税滞納有無確認の同意書（別記第２号様式）
ウ　消費税及び地方消費税納税証明書
エ　営業経歴書及び営業実績調書（別記第３号様式）
オ　過去５年以内の府内での同種の業務に係る実績一覧（別記第４号様式）
カ　取引使用印鑑届（別記第５号様式）
キ　法人にあっては財務諸表（賃借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書の現在高調書
ク　京都府の競争入札についての確約書（別記第６号様式）
ケ　権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第７号様式）
コ　コンソーシアム形式の共同企業体にて参加する場合においては、共同企業体名称、代表者及び構成員の商号又は名称、代表者及び構成員の住所、代表者役職氏名、代表者及び構成員の押印、構成員から代表者に入札及び見積に関する一切の権限を委任していることなどが記載されている共同企業体協定書の写し（様式任意）
(6)　資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7)　その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9　参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、「令和８年度京都府公立学校情報機器整備等賃貸借契約業務に係る一般競争入札参加資格確認名簿」に登載される。

10　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により、申請書を提出した者に文書で通知する。

11　参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10 による資格審査の結果を通知した日から令和８年７月７日までとする。

12　参加資格の取消し

(1)　参加資格を有する者が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2)　参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認めるときは、その者についてその資格を取り消し、３年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア　契約の履行に当たり、故意に役務を粗雑に行い、又は業務内容に関して不正の行為をしたとき。

イ　競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ　地方自治法第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ　アからオまでのいずれかに該当すると認められたことにより、その資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3)　(1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に文書で通知する。

13　仕様書に係る質問・回答について

(1)　質問書の提出（参加資格を有する者に限る。）

ア　提出期間　一般競争入札参加資格確認通知のあった日から令和８年７月１日（水）午前 10 時まで

イ　提出方法　電子メール又はﾌｧｸｼﾐﾘ送信（期限必着）により提出すること。

ウ　提出先　　京都府市町村教育情報化推進協議会

メ　ー　ル　：kyoikudxsuishin@pref.kyoto.lg.jp

ﾌｧｸｼﾐﾘ番号：075-414-5837

エ　質問書は、別紙様式４を使用すること。

オ　宛先は、「京都府市町村教育情報化推進協議会長」とすること。

カ　提出期間内に質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として取り扱う。

(2)　回答書の交付

ア　回答日　令和８年７月３日（金）午後５時までに電子メールにより交付する。

イ　(2)アの日時までに回答交付がない場合は、９の名簿に登載された者全員から質問事項がなかった旨取り扱うこと。

(3)　質問書及び回答書の扱い

ア　回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。

イ　質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、仕様書の内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

14　入札日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年７月７日（火）午前 11 時 30 分

イ　場所

京都府庁　第３号館　６階　入札室

(2) 入札の方法

ア　入札書（別紙様式１）は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ　代理人により入札をしようとするときは、委任状（別紙様式２）を提出することとする。この場合、入札書に入札者の住所、氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印をしておかなければならない。

ウ　入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「令和８年度京都府公立学校情報機器整備等賃貸借契約業務に係る入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印する。

なお、開札後予定価格の範囲内での入札がなく、直ちに再度入札を行う場合に当たっては、この限りでない。

エ　資格審査の結果、資格を有すると認められたものが１名の場合には、入札を中止することがある。

オ　入札回数は、２回までとする。

カ　一般競争入札参加資格確認通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ　入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク　入札を希望しない場合には、入札辞退届（別紙様式３）を郵送又は持参により事前に提出することとする。

(3) 入札者又はその代理人が、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印しておかなければならない。

(4) 提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

(5) 入札者が不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、協定書案その他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ　開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の範囲内の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効又は失格

次の各号に該当する者の入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度入札に参加することができない。

ア　公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
ウ　委任状を持参しない代理人による入札
エ　記名押印を欠く入札
オ　金額・氏名・印鑑及び重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
カ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
キ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
ク　関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者のした入札
ケ　その他入札に関する条件に違反した者のした入札
コ　再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者の入札

(11) 落札者の決定方法

ア　京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ　落札者が決定通知のあった日から７日以内に協定書を締結しないときは、落札者は当該協定の相手方となる資格を失うものとする。

15　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

16　契約書等の作成

京都府市町村教育情報化推進協議会においては、協定書を締結すること
各市町（組合）教育委員会においては、契約書を締結すること

17　入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合の違約金は、各市町（組合）教育委員会と協議の上、決定すること。

18　契約保証金

各市町（組合）教育委員会と契約時に協議の上、決定すること。

19　入札の執行

この入札に係る令和８年度予算が京都府議会及び各市町連合議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。

20　その他

(1)　１から 19 に定めるもののほか、その他の事項については関係法令及び規則の定めるところによる。
(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
(3) 協定書案、仕様書及び入札説明書等については、入札当日返却しなければならない。
(4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合は、これを提出しなければならない。